

薬局における 麻薬管理マニュアル

令和8年2月
広島県健康福祉局薬務課

目 次

第 1 麻薬小売業者の免許	1
第 2 譲受け・譲渡し	2
第 3 管理、保管（法第 34 条）	6
第 4 麻薬処方箋の受付（法第 27 条第 6 項）	6
第 5 記録・帳簿の記載（法第 38 条）	7
第 6 廃棄（法第 29 条・法第 35 条第 2 項）	10
第 7 麻薬の事故届（法第 35 条）	11
第 8 年間届（法第 47 条）	12
第 9 携帯輸出入（法第 13 条・第 17 条）	12

麻薬関係様式

麻薬取扱者免許申請書	13
診断書	14
麻薬取扱者業務（研究）廃止届	15
麻薬取扱者免許証返納届	16
麻薬取扱者免許証記載事項変更届	17
麻薬取扱者免許証再交付申請書	18
麻薬業務所役員等変更届	19
麻薬所有高届出書	20
麻薬譲渡届出書	21
麻薬譲受証	22
麻薬譲受確認書	23
麻薬譲渡確認書	24

麻薬年間届出書	25
麻薬事故届	26
調剤済麻薬廃棄届	27
麻薬廃棄届	28
麻薬小売業者間譲渡許可申請書	29
麻薬小売業者間譲渡許可変更届	30
麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届	31
麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書	32
麻薬小売業者間譲渡許可書返納届	33
申請・相談窓口一覧表	34

第1 麻薬小売業者の免許

薬局で麻薬を調剤するには、麻薬小売業者の免許を取得することが必要です。

麻薬小売業者とは、広島県知事又は保健所長（以下「県知事等」という。）の免許を受けて麻薬施用者が発行した麻薬を記載した処方箋（以下「麻薬処方箋」という。）に基づき調剤した麻薬を譲り渡すことを業とする者です。

麻薬施用者：県知事等の免許を受けて、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付する者です。また、手数料が必要です。

1 免許の申請（麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第3条）

麻薬小売業者の免許申請を行う際には、次の書類等が必要です。

(1) 麻薬小売業者免許申請書（P13）

(2) 登記事項証明書（申請者が法人の場合）

(3) 診断書（P14）

精神機能の障害があっても麻薬小売業者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者ではない旨の診断書を添付してください。また、申請者が法人の場合は、麻薬業務を行う役員全員の診断書を添付してください。

(4) 業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類（申請者が法人の場合）

法人の代表者の記名がなされた組織規定図又は業務分掌表を添付してください。

ただし、役員全員の診断書を添付する場合は不要です。

（参考）麻薬関係業務を行う役員の範囲

ア 合名会社…定款に別段の定めのないときは社員全員

イ 合資会社…定款に別段の定めのないときは無限責任社員全員

ウ 株式会社（特例有限会社を含む。）…代表取締役及び「麻薬及び向精神薬取締法」の免許に係る業務を担当する取締役

エ 民法法人、協同組合等…理事全員（ただし、業務を担当しない理事を除く。）

(5) 薬局開設許可証の写し

原本照合を行いますので、許可証の写しとともに原本を持参してください。

2 免許の有効期間（法第4条・第5条）

免許の有効期間は、免許の日からその日の属する翌々年の12月31日までです。

免許証を他人に譲渡し、又は貸与することはできません。

引き続き業務を行う場合は、事前に申請を受け付けします。

3 業務廃止等の届出（法第7条・法36条）

免許証の有効期間中に麻薬に関する業務を廃止したとき、又は薬局の廃止等で麻薬免許の絶対的要件（法第3条第2項第5号）となる資格を失ったときは、15日以内に麻薬小売業者免許証を添えて「麻薬小売業者業務廃止届」（P15）により県知事等に届け出なければなりません。あわせて当該薬局で現に所有する麻薬の品名及び数量を「麻薬所有高届出書」（P20）の届出が必要です。また、開設者が死亡、又は法人が解散した場合の「麻薬小売業者業務廃止届」は、相続人等届出義務者が県知事等に届け出なければなりません。

4 免許証の返納（法第8条）

免許証の有効期間が満了したとき、又は免許を取り消されたときは、15日以内に「麻薬小売業者免許証返納届」（P16）により免許証を県知事等に返納しなければなりません。

5 免許証の記載事項の変更届（法第9条）

免許証の記載事項に変更が生じたときは、免許証を書き換える必要がありますので、15日以内に「麻薬小売業者免許証記載事項変更届」（P17）により、免許証及び変更しなければならない事由を証する書面（登記事項証明書等）を添えて、県知事等にその旨を届け出なければなりません。

- ※ 記載事項変更届は、住所、氏名、業務所の名称の変更に限られます。
- ※ 業務所（薬局）を移転する場合や法人化する場合には、いったん、業務を廃止し、新たに免許を取得する必要があります。（法第7条）
- ※ 住居表示に関する法律（昭和37年法律第109号）による住所・所在地表示の変更や市町の合併、分割などに伴う住所の変更について届は必要ありません。

6 免許証の再交付（法第10条）

麻薬小売業者は、免許証を毀損し、又は亡失したときは15日以内に「麻薬小売業者免許証再交付申請書」（P18）により、その事由を記載し、かつ、毀損した場合にはその免許証を添えて県知事等に、免許証の再交付を申請しなければなりません。

また、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に「麻薬小売業者免許証返納届」（P16）によりその免許証を添えて返納しなければなりません。（4 免許証の返納 P1 参照）

なお、再交付の申請時には、手数料が必要です。

7 麻薬業務所役員等変更届（広島県麻薬及び向精神薬取締法施行細則第1条の3）

免許取得後に業務を行う役員の変更があった場合には、「麻薬業務所役員等変更届」（P19）に次の書類を添付して届け出る必要があります。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類
- (3) 新しく業務を行う役員になった者が法第3条第3項第1号から第4号までに該当しない旨を記載した申立書
- (4) 新しく業務を行う役員になった者に係る上記1 (3) の医師の診断書

第2 譲受け・譲渡し

1 譲受け（法第24条・法第26条・法第32条）

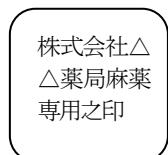
(1) 麻薬の購入

ア 麻薬小売業者が麻薬を購入できる相手先は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第2項の申請に係る法第24条第11項の許可（以下「麻薬小売業者間譲渡許可」という。）を取得している場合を除き、県内の麻薬卸売業者に限定されています。

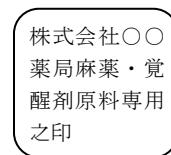
イ 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受けるときには、麻薬譲渡証及び麻薬譲受証（P22）の交換が必要です。麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは麻薬譲渡証と同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできません。

ウ 麻薬譲受証には、免許番号、免許の種類、譲受人の氏名（法人にあっては名称、代表者の職名及び氏名）、麻薬業務所の所在地・名称、譲り受けようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記載し、押印（法人にあっては代表者印又は麻薬専用印（他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚醒剤原料の印を除く。）してください。

麻薬専用印の例



麻薬と覚醒剤原料を兼用する印の例



また、余白部分には、斜線を引くか又は「以下余白」と記載してください。

エ 麻薬譲受証は、麻薬小売業者の責任において作成してください。

(記載例)

麻薬譲受証				令和8年2月1日
譲受人の免許証の番号	麻第40001号	譲受人の免許の種類	麻薬小売業者	
譲受人の氏名 (法人にあっては、名称)	県庁三吉 (印)			
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号	第 号	氏名	(印)
麻薬業務所	所在地	広島市中区基町10-52		
	名称	ケンチョー薬局		
品名	容量	個数	数量	備考
M S コンチン錠	PTP 100錠	1	100錠	

オ 麻薬卸売業者から麻薬を受ける場合は、麻薬卸売業者の立会いの下に、次の事項を確認してください。

- ① 麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか。
- ② 麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号と現品が相違していないか。

麻薬の数量の確認は必ずしも開封して行う必要はありません。実際に使用する段階で開封した時には数量を確認し、不足、破損等を発見した場合は、麻薬小売業者が「麻薬事故届」(P26) を県知事等に提出してください。(第7 麻薬の事故届 P11 参照)

- ③ 麻薬の容器には証紙による封が施されているか。

カ 両者立会いで証紙を開封し、麻薬の破損等を発見した場合は、麻薬小売業者は麻薬譲渡証を返し、麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰りますが、この場合、麻薬卸売業者が麻薬事故届を提出することになります。

キ 麻薬譲渡証の保存は交付を受けた日から2年間です。麻薬譲渡証を万一紛失又は毀損した場合は、理由書等(毀損した場合は、麻薬譲渡証を添付)を取引のあった麻薬卸売業者に提出し、再交付を受けてください。

なお、紛失した麻薬譲渡証を発見したときは、すみやかに麻薬卸売業者に返納してください。

ク 麻薬小売業者が麻薬卸売業者の業務所から遠隔地にある場合等は、麻薬を麻薬卸売業者から書留便等の郵送により譲り受けすることは差し支えありません。麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入することは、事故等を生じ易いのでできるだけ避けてください。緊急時等やむを得ず麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入する時は、必ず互いに麻薬取扱者免許証等を提示して、身分確認を行ってください。

(2) 不要麻薬の受取り

麻薬の交付を受けた患者又は患者の家族から不要になった麻薬を譲り受けた場合、譲り受けた麻薬をその都度、若しくはある程度まとまった段階で、管理薬剤師が他の従事者の立ち

会いの下で廃棄し、廃棄後 30 日以内に「調剤済麻薬廃棄届」(P27) を県知事等に提出してください（法第 24 条第 1 項・第 35 条第 2 項）。

2 譲渡しく患者への交付>（法第 24 条第 10 項・法第 25 条）

麻薬小売業者は、麻薬処方箋の交付を受けた者に対し、その処方箋により調剤した麻薬を交付する以外に麻薬を譲渡することはできません。また、麻薬卸売業者へ返品することもできません。

※次項の麻薬小売業者間譲渡許可（法第 24 条第 11 項）による麻薬小売業者への譲渡は可能です。しかし、薬局、病院、診療所等の間の貸し借りは絶対にしてはいけません。譲渡・譲受違反となります（同一開設者が開設する薬局間においても同様です）。

麻薬小売業者は、患者の病状等の事情により、患者が麻薬を受領することが困難と認める場合には、麻薬処方箋の交付を受けた患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた患者の看護又は介護にあたる看護師、ホームヘルパー、ボランティア等に麻薬を手渡すことができます。

その際、不正流通等防止のため、看護師等が患者等の意を受けた者であることを書面、電話等で確認してください。

さらに、患者が交付された麻薬を指示どおり服薬していることを、患者又は患者の家族等を通じて隨時確認してください。

また、麻薬注射剤を患者に交付するときで、患者又は患者の看護に当たる家族等に直接手渡す際には、薬液を取り出せない構造で麻薬施用者が指示した注入速度（麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュードーズ」として注入できる設定を含む。）を変更できないものにしてください。ただし、患者等の意を受け、さらに麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師が患者宅へ麻薬注射剤を持参し、患者に施用を補助する場合（麻薬小売業者が患者宅へ麻薬注射剤を持参し、麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師に手渡す場合を含む。）はこの限りではありません。

なお、麻薬小売業者が患者等の意を受けた看護師等に麻薬を手渡した時点で、患者へ麻薬を交付したことになります。

3 麻薬小売業者間譲渡許可による譲渡し・譲受け（法第 24 条第 11 項）

(1) 2 以上の麻薬小売業者は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬の譲渡しの許可を申請することができます。

ア いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方箋により調剤することができない場合に当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること。

イ いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者が麻薬卸売業者から譲受した麻薬を他者に譲渡することなく 90 日を経過（麻薬卸売業者から譲受した麻薬を、麻薬処方箋、麻薬小売業者間譲渡許可、大臣許可で一部を譲渡した後の残りであって、かつ、譲渡した日から 90 日経過）して保管している場合にその麻薬を譲渡譲受する者であること。

ウ 麻薬小売業者を代表する者（代表者）を置くことが可能で、代表者を置くと、一部の届出では麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で代表者のみが届け出ることが可能であること。

なお、既に許可を受けていて代表者を置く場合は、「麻薬小売業者間譲渡許可変更届」(P30) による手続きが必要です。

エ いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が県内にあること。

なお、許可業者にあっては、麻薬施用者が発行する麻薬処方箋による調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄してください。

(2) 許可の申請

麻薬小売業者間譲渡許可の申請にあたっては、次の事項を記載した「麻薬小売業者間譲渡許可申請書」(P29) を、薬務課に共同で提出し、審査を受ける必要があります。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- イ 免許証の番号及び免許年月日
- ウ 麻薬業務所の名称及び所在地
- エ 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間
- オ いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため、麻薬処方箋により調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨

(3) 許可の有効期間

許可の有効期間は、許可の日からその日の属する翌々年の12月31日か、又は期間を限定して許可をした場合には当該期間の最後の日の、いずれか早い日までです。有効期間が満了したときに、許可は失効します。有効期間内においては、譲渡の回数に制限はありません。

(4) 許可の変更届

許可業者は、許可の有効期間内において、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効した時、又は許可業者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは、すみやかに、その旨を記載した「麻薬小売業者間譲渡許可変更届」(P30)に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、薬務課に共同して届け出る必要があります。

また、許可の有効期間内に、許可業者以外の麻薬小売業者を含め、麻薬小売業者間で麻薬の譲渡・譲受を行おうとする場合は、新たに「麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届」(P31)に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、薬務課に共同して申請しなければなりません。

なお、いずれかの許可業者が業務所の所在地を変更したこと等により、麻薬小売業者の免許が失効し、新たな麻薬小売業者の免許を受け、かつ、同じ麻薬小売業者間で麻薬の譲渡・譲受を行おうとする場合も同様です。

(5) 許可書の再交付

許可業者は許可書を毀損し、又は亡失したときは、すみやかに、「麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書」(P32)により、その事由を記載し、かつ、毀損した場合には当該許可書を添えて、薬務課に許可書の再交付を申請しなければなりません。

また、許可書の再交付を受けた後、失した許可書を発見したときは、その発見した許可書を、すみやかに薬務課に返還しなければなりません。

(6) 許可書の返納

許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可に基づく譲渡・譲受を行わない場合には、「麻薬小売業者間譲渡許可書返納届」(P33)により、薬務課に、麻薬小売業者間譲渡許可書を共同して返納してください。

(7) 留意事項

- ア 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書を、許可を受けた日から3年間保存してください。

- イ 本許可に基づく譲渡にあっては、証紙による封が施されているか否かを問わず、譲渡が可能です。

- ウ 許可業者は、当該許可により他の許可業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方箋の写し及び譲受人が作成した譲受確認書(P23)の交付を受けた後、又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に自らが作成した譲渡確認書(P24)を麻薬の譲受人に交付してください。

- エ 麻薬処方箋の写し及び譲渡確認書又は譲受確認書は、交付を受けた日から2年間保存してください。

- オ 同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないでください（ただし、許可書を返納した場合を除く）。

- カ 麻薬の交付は、事故の未然防止の観点から適切と考えられる場所で行ってください。

キ 麻薬の運搬は、それぞれの管理薬剤師又はその管理の下で業務に従事する者が行ってください。

ク 麻薬の交付を行う際は、譲渡側・譲受側の許可業者の双方が立ち会い、品名・数量、破損等の有無を直接確認してください。

ケ 譲渡側の許可業者は、譲受側の許可業者が受領した麻薬処方箋に基づく予製行為を行うことはできません。

4 業務廃止に伴う譲渡し等（法第7条・法第36条）

業務を廃止したり、法人が解散した際に所有している麻薬は、業務廃止後50日以内であれば県内の他の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。この場合、譲り渡した日から15日以内に「麻薬譲渡届出書」(P21)を県知事等に提出することが必要です。

また、譲り渡さない場合は、50日以内に「麻薬廃棄届」(P28)を県知事等に提出して、県保健所（支所）職員又は広島市保健所職員の立会いの下に廃棄しなければなりません。（第6 廃棄 P10 参照）

薬局の開設者が死亡した場合、相続人等の届出義務者が同様に届け出なければなりません。

第3 管理・保管（法第34条）

1 麻薬小売業者は、その業務所における麻薬の譲受け、保管、交付等の管理を薬剤師である麻薬小売業者（薬局開設者）が自ら行うか、若しくは管理薬剤師に行わせる必要があります。

2 麻薬小売業者が所有する麻薬は、薬局内に設けた鍵をかけた堅固な設備内（麻薬専用金庫）に保管しなければなりません。

なお、「鍵をかけた堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫（重量金庫）で、施錠設備のあるものをいいます。（手提げ金庫、スチール製のロッカー、事務机の引き出し等は麻薬の保管庫とはなりません。）

3 麻薬の保管庫の設置場所は、薬局、調剤室、薬品倉庫等のうち、盜難防止を考慮し、人目につかず、関係者以外の出入がない場所を選ぶことが望されます。

4 麻薬保管庫内には、麻薬以外の他の医薬品、現金及び書類（麻薬帳簿を含む）等を一緒に入れることはできません。（麻薬の出し入れを頻回に行う施設等にあって、1日の間の麻薬の出し入れを管理するための書類（いわゆる棚表）を除く。）

5 麻薬保管庫は、出し入れのとき以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけてそのままにしないでください。

6 定期的に帳簿残高と在庫現品を照合し、在庫の確認を行ってください。

第4 麻薬処方箋の受付（法第27条第6項）

1 麻薬処方箋の記載事項

(1) 患者の氏名、年齢（又は生年月日）及び住所

(2) 麻薬の品名、分量及び用法用量

(3) 処方箋の使用期間（有効期間）

(4) 処方箋の発行年月日

(5) 麻薬施用者の記名押印又は署名

(6) 麻薬施用者の免許番号

(7) 麻薬施用者が処方を行った医療機関の名称及び所在地

※ (1) 患者の住所及び(6) 麻薬施用者の免許番号については、一般の処方箋にはない項目ですので、麻薬処方箋を受け付ける場合は、必ず当該項目が記載されていることを確認してください。

- 2 不備又は不審な処方箋の取り扱い（薬剤師法第24条）
処方箋中に疑義がある場合、処方箋を交付した医師等に問い合わせ、疑義を確認した後でなければ、調剤できません。最近、処方箋をカラーコピーして偽造し薬局に持ち込むといった事件が頻発しており、注意が必要です。
- 3 ファクシミリによる処方箋の取り扱いについて
ファクシミリにより送信された麻薬処方箋の処方内容に基づき麻薬の調製等を開始することは、一般薬と同じようにできます。後刻、実物の麻薬処方箋を受領し、内容を確認してから麻薬を交付してください。（患者等が受け取りに来ない場合、調剤前の麻薬として再利用できます。また、液剤等で再利用できず廃棄する場合は事前に麻薬廃棄届を県知事等に提出してください。）
- 4 麻薬処方箋の保存（薬剤師法第27条）
薬局開設者は、一般の処方箋と同様に、当該薬局で調剤済みとなった日から3年間保存してください。麻薬処方箋を一般の処方箋と分けて保存すると便利です。
- 5 フェンタニル経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方
患者から麻薬処方箋と共に確認書の提示を受け調剤してください。確認書が確認できない場合には、処方医が講習を終了した医師であることを確認した上で調剤してください。
※ 医師は製造販売業者の提供する講習を受講
製造販売業者は講習を終了した医師に対し当該医師専用の確認書を発行
医師及び患者は処方時に確認書に署名

第5 記録・帳簿の記載（法第38条）

- 1 薬局に帳簿を備え、麻薬の受払いについて、次の事項を記載する必要があります。
 - (1) 譲り受け又は廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日
 - (2) 譲り渡した麻薬の品名、数量及びその年月日
(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類については、記載する必要はありません。)
 - (3) 「麻薬事故届」(P26) を提出した場合は、届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日
(届出年月日については備考欄に記載)
 - (4) 廃棄した麻薬については、備考欄に届出年月日
- 2 帳簿の記載に当たっては、次の事項に注意する必要があります。
 - (1) 帳簿は、品名、剤型、規格別に口座を設けて記載してください。
例えば、麻薬の原末から10%散を予製した場合においては、10%散の口座を新たに作成して記載してください。
 - (2) 帳簿の形式としては、金銭出納簿形式のものが便利です。
なお、脱着式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用しても差し支えありません。
 - (3) 帳簿の記載には、万年筆、サインペン、ボールペン等の字が消えないものを使用してください。
 - (4) 麻薬の受け払い等をコンピュータを用いて処理し、帳簿とする場合は、帳簿に麻薬取締職員等の立会署名等を必要とすることもありますので、原則として定期的に出力された印刷物を1ヶ所に整理し、立入検査等の際に提示できるようにしてください。
 - (5) 帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を書いてください。訂正した箇所に管理者等の訂正印を押してください。修正液や修正テープは使用しないでください。
- 3 記載の方法
譲受け又は譲渡しがあった都度記載することが原則です。記載内容等は、次の事項に従って記入してください。
 - (1) 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の受入年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証

に記載された年月日としてください。このほか備考欄には、購入先の麻薬卸売業者の名称及び製品の製品番号を記載してください。また、譲渡証の日付と納品日（到着日）が異なる場合、納品日（到着日）を備考欄に記載してください。

- (2) 患者の死亡等の理由により患者の家族等から返却された麻薬についても品名、数量、年月日を麻薬帳簿、若しくは補助簿を作成して記載してください。
また、同じ日に複数の患者から返却があった場合は、個々に返却された数量が分かるよう記載してください。
- (3) 譲り受けた麻薬を廃棄する場合は、備考欄に廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届の提出年月日を記載し、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。
※患者から返却された麻薬はすべて廃棄してください。
- (4) 麻薬処方箋により調剤した患者の氏名を備考欄に記載してください。(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類は、記載する必要はありません。)
- (5) 麻薬小売業者間で麻薬の譲渡・譲受を行った場合には、備考欄に譲渡・譲受の相手方の名称を記載してください。
- (6) 慢性疼痛緩和の目的でフェンタニル経皮吸収型製剤を払い出す際には、麻薬帳簿の備考欄に、「慢」などと記載することにより、慢性疼痛緩和の目的での受け払いであることを明確にしてください。

4 その他

定期的に帳簿残高と在庫現品との確認をすることが必要です。

なお、自然減量や秤量誤差については、帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会人が署名又は記名押印してください。

麻薬小売業者は、帳簿を最終の記載の日から2年間保存しなければなりません。

麻薬帳簿の記載例 1

オキシコンチン錠 10mg					単位 錠
年月日	受入	払 出	残 高	備 考	
R7. 10. 1			10	前帳簿から繰越し	
R7. 10. 1	10		20	○△薬局から譲受	※ 1
R7. 10. 1		20	0	□川○太	※ 2
R7. 10. 2	100		100	○○会社から購入 製品番号 123456	
R7. 10. 2		18	82	○田○重	
R7. 10. 6		24	58	△原△一	
R7. 10. 12	(10) ※ 3		58	□村□郎の家族から返納 R7. 10. 13 廃棄 R7. 10. 23 調剤済麻薬廃棄届提出 立会者 ○○○○	
R7. 10. 14		10	48	変質により廃棄 R7. 9. 13 麻薬廃棄届提出 立会者 ○○保健所 基町□▲ 印 広島☆○ 印	※ 4
R7. 10. 16		1	47	所在不明 R7. 10. 17 事故届提出	※ 5

(注)

※ 1 麻薬小売業者間譲渡許可を受けている場合に限り、許可業者間で麻薬の譲渡・譲受を行つ

た場合には、備考欄に譲渡・譲受の相手方の名称を併せて記載してください。

※2 麻薬処方箋によって調剤された日をもって払出しの日として記載してください。

また、麻薬を交付した患者の氏名を備考欄に記載してください。

※3 患者に一旦交付された麻薬を患者又は患者の遺族等から譲り受けた場合には、購入した数量と区別するため（ ）書きとして、残高には加えないでください。

※4 古くなったり、変質した麻薬を廃棄しようとするときは、あらかじめ県知事等に麻薬廃棄届により届け出る必要があります。廃棄する場合には、県保健所（支所）職員又は広島市保健所職員（法第 58 条の 38 に規定する職員）が立会いますので、その指示に従ってください。

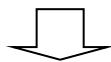
※5 麻薬の所在不明等による事故が生じたときは、すみやかに県知事等に届け出てください。

麻薬帳簿の記載例 2

リン酸コデイン（原末のみの口座）

単位 g

年月日	受 入	払 出	残 高	備 考
R7. 11. 1	5		5	○○会社から購入 製品番号 123456
R7. 11. 2		2	3	10%散 20g 調製
R7. 11. 3		3	0	1 %散 300g 調製



※ 新たに「リン酸コデイン 10%散」及び「リン酸コデイン 1 %散」の口座を設けること。

リン酸コデイン 10%散

単位 g

年月日	受 入	払 出	残 高	備 考
R7. 11. 2	20		20	原末から調製

リン酸コデイン 1 %散

単位 g

年月日	受 入	払 出	残 高	備 考
R7. 11. 3	300		300	原末から調製

(注) リン酸コデイン、リン酸ジヒドロコデイン、塩酸エチルモルヒネの 10%散(水)、1 %散(水)を予製する場合、それらの口座については、受入れの数量、年月日を記載するのみで個々の払出しについては記載する必要はありません。

麻薬帳簿の記載例 3

デュロテップMTパッチ 2.1mg

単位 枚

年月日	受 入	払 出	残 高	備 考
R7. 3. 1			15	前帳簿から繰越し
R7. 3. 1		3	12	○山口男
R7. 3. 2		5	7	□田△也

第6 麻薬の廃棄（法第29条・法第35条第2項）

麻薬を廃棄する場合は、麻薬の品名、数量等について、県知事等に「麻薬廃棄届」(P28)により届け出て、県保健所（支所）職員又は広島市保健所職員の立会いの下に行なわなければなりません。また、麻薬処方箋により調剤された麻薬については、廃棄後30日以内に県知事等に「調剤済麻薬廃棄届」(P27)により届け出なければなりません。

1 廃棄の手続き

(1) 陳旧麻薬等の廃棄（法第29条）

古くなったり、変質等により使用しない麻薬、調剤ミスにより使えなくなった麻薬等を廃棄しようとするときは、あらかじめ「麻薬廃棄届」(P28)により、県知事等に届け出た後でなければ廃棄することはできません。廃棄は県保健所（支所）又は広島市保健所の指示に従ってください。

なお、「麻薬帳簿」への記録も必要です。

(2) 麻薬処方箋により調剤された麻薬の廃棄（法第35条第2項）

麻薬処方箋により交付された麻薬を、患者の死亡等により遺族等から譲り受けた場合は、麻薬小売業者（薬局開設者）自ら、若しくは管理薬剤師が、他の薬剤師又は職員の立会いの下に廃棄してください。

廃棄は、焼却、放流、酸・アルカリによる分解、希釀、他の薬剤との混合等、麻薬の回収が困難で適切な方法によってください。

また、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」(P27)により県知事等に届け出してください。

なお、30日以内であればその間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても差し支えありません。

さらに、麻薬帳簿にその旨を記載するか、廃棄用の補助簿を作成して記録する必要があります。

2 廃棄方法

(1) 経皮吸収型製剤（未使用）

1(1)で発生した陳旧麻薬等、1(2)で返却された未使用製剤は、焼却可能であれば焼却処分してください。焼却できない場合には、パッチのライナー層を剥がし、粘着面を内側に二つ折りにして貼り合わせた後、ハサミなどで細断し、通常の医薬品と同様に廃棄してください。なお、シュレッダーによる廃棄は行わないでください。

(2) 経皮吸収型製剤（使用後）

患者が使用した後の使用済み製剤（貼付途中で剥がれたものを含む。）は、粘着面を内側に二つ折りにして貼り合わせた後、通常の医薬品と同様に廃棄してください。

(3) 調剤済麻薬廃棄届の記載方法

ア 調剤等により他剤と混合した麻薬の場合は、品名及び数量欄は、次の例のように具体的に記載してください。

（例）

廃棄した麻薬	品 名	数 量	廃棄年月日	患者の氏名
	塩酸モルヒネ末 (10%散)	1 g 廃棄 (100mg)	令和7年 1月〇〇日	口原△也
廃棄した麻薬	品 名	数 量	廃棄年月日	患者の氏名

	モルヒネ塩酸塩 注射液 200mg	1 mL 廃棄 (40mg)	令和7年 1月〇〇日	◇山口子
--	----------------------	-------------------	---------------	------

- イ 廃棄の方法は、「焼却」、「放流」、「溶解放流」等と具体的に記載してください。
ウ 複数の麻薬を廃棄した場合などは、品名、廃棄の方法、廃棄の理由欄に「別紙のとおり」と記載し、所定の項目について記載した別紙を添付しても差し支えありません。

(例)

別紙

品 名	数 量	廃棄年月日	患者の氏名
オプソ内服液 5mg	3 包	令和7年1月〇〇日	○村○夫
デュロテップMT パッチ 8.4mg	1 枚	令和7年1月〇〇日	◇本◇子

- エ その他、凍結乾燥した注射剤等で水溶液等を用いて希釈し施用する製剤を廃棄する場合は、数量 (mL) とその濃度 (g / mL) を併記するようにしてください。

第7 麻薬の事故届（法第35条）

麻薬小売業者が所有している麻薬につき、滅失、盗取、破損、流失、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「麻薬事故届」(P26) により県知事等に届け出してください。

届出に当たっては、次の事項に留意してください。

- 1 麻薬を盗取された場合には、すみやかに警察署にも届け出してください。
- 2 麻薬事故届を提出した場合には、帳簿（受払簿）の備考欄にその旨記載し、麻薬事故届の写しを保管してください。
- 3 アンプル注射剤の事故に伴い、廃棄する必要がある場合、麻薬事故届にその経過を詳細に記入することで麻薬廃棄届、調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。
なお、患者が交付された麻薬を患者の不注意で紛失等した場合（薬局の管理から完全に離れている場合）には、麻薬小売業者は麻薬事故届を提出する必要はありませんが、紛失等した状況を患者から聴取して原因を把握したうえで、盗難や詐取等された蓋然性が高い時は、県保健所（支所）又は広島市保健所にその状況を報告するとともに、警察にも連絡してください。
- 4 麻薬小売業者間譲渡許可による譲渡・譲受において、麻薬の交付時までに破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出することとし、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出してください。

第8 年間報告（法第47条）

麻薬小売業者は、毎年11月30日までに、次の事項を「麻薬小売業者届出書」(P25)により県知事等に届け出なければなりません。

- 1 前年の10月1日に麻薬小売業者（薬局開設者）が所有していた麻薬の品名及び数量
- 2 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に当該麻薬小売業者が譲り受け、譲り渡した麻薬の品名及び数量
- 3 その年の9月30日に麻薬小売業者が所有していた麻薬の品名及び数量
届出に当たっては、次の事項に留意してください。
 - (1) 届出期間中に麻薬を所有していなかった場合であっても、「在庫なし」と届け出る必要があります。
 - (2) 年間届の記載は、同じ品名のものでも含有量、剤型が異なれば、別品目として記載してください。
 - (3) 譲受数量欄には、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の数量と麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り受けた麻薬の数量の合計を記載してください。また、麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り受けた麻薬の数量の合計を内数として括弧書きで併記してください。
 - (4) 譲渡・施用・使用数量欄には、麻薬処方箋を所持した者に譲り渡した麻薬の数量と麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り渡した麻薬の数量の合計を記載してください。また、麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り渡した麻薬の数量の合計を内数として括弧書きで併記してください。
 - (5) 麻薬廃棄届により廃棄した数量及び事故のあった数量を備考欄に記載してください。調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量は記載する必要はありません。
 - (6) 年間届に誤りを発見した場合は、訂正する必要がありますので、早急に管轄の県保健所（支所）又は広島市保健所に問い合わせてください。

第9 携帯輸出入（法第13条・法第17条）

患者が、自己の疾病的治療の目的で、麻薬を携帯して輸入若しくは輸出する場合は、事前に、次の事項を記載した申請書に疾病名、治療経過及び麻薬の施用を必要とする旨を記載した医師の診断書を添えて中国四国厚生局長に提出しあらかじめ許可を受ける必要があります。

- 1 申請者の氏名、住所
- 2 携帯して輸入し、又は輸出しようとする麻薬の品名及び数量
- 3 入国し、又は出国する理由
- 4 麻薬の施用を必要とする理由
- 5 入国又は出国の期間
- 6 入国又は出国の港

詳細については、中国四国厚生局麻薬取締部のホームページ等をご確認ください。

なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への麻薬等の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせ頂き、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないようご留意してください。

広島県収入
バーコード欄

麻薬 者免許申請書

麻 薬 業 務 所	所 在 地			
	名 称			
麻薬施用者又は麻薬研究者にあっては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所 在 地			
	名 称			
許 可 又 は 免 許 の 番 号		医・歯・獣・薬 第 号	許可又は免許 の年月日	年 月 日
申 請 者 (業 務 を 行 う 役 員 を 含 む) の 欠 格 条 項 は、 そ の 業	(1) 法第 51 条第 1 項の規定により免許を取り消されたこと。			
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。			
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
	(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であつたこと。			
	(5) (4)に規定する者に事業活動を支配されていること。			
備 考	第 号			
	電話番号 () -			

上記のとおり、免許を受けたいので申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあっては、主
たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称)

様

(注意)

- 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 許可又は免許の番号の欄には、麻薬営業者の免許の申請であるときは、医薬品医療機器等法の規定による許可証の番号を、麻薬施用者又は麻薬管理者の免許の申請であるときは、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許の登録番号を記載すること。
- 欠格条項の(1)欄から(5)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び年月日を、(4)欄及び(5)欄にあつてはその事実があつた年月日を記載すること。

診 断 書

氏 名		性 別	男	女
生 年 月 日	年 月 日	年 齡	歳	

上記の者について、下記のとおり診断します。

(各項目について該当する□欄にチェック☑を付けてください。)

1 精神機能

精神機能の障害

- 明らかに該当なし
 専門家による判断が必要

「専門家による判断が必要」に該当する場合は、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況を記載すること（できるだけ具体的に。詳細については別紙も可）

2 麻薬中毒又は覚醒剤の中毒

- なし
 あり

診断年月日	年 月 日		
医 師	病院、 診療所 又は介 護老人 保健施 設等	名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
		氏 名	

麻薬 者業務（研究）廃止届

免許証の番号		第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地			
	名 称			
氏 名				
業務（研究）廃止の 事由及びその年月日				
<p>上記のとおり、業務（研究）を廃止したので、免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地]</p> <p style="text-align: right;">届出義務者続柄</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (法人にあっては、名称)</p> <p style="text-align: right;">様</p>				

麻薬

者免許証返納届

免許証の番号	第号	免許年月日	年月日
麻薬業務所	所在地		
	名称		
氏名			
免許証返納の事由 及びその年月日			

上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。

年 月 日

住 所 法人にあっては、主たる事務所の所在地

氏 名 (法人にあっては、名称)

様

麻薬 者免許証記載事項変更届

免許証の番号		第 号	免許年月日	年 月 日
変更すべき事項				
変 更 前	麻薬業務所	所在地		
		名 称		
	住所	〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕		
	氏名	〔法人にあっては、名称〕		
	従たる施設	所在地		
		名 称		
変 更 後	麻薬業務所	所在地		
		名 称		
	住所	〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕		
	氏名	〔法人にあっては、名称〕		
	従たる施設	所在地		
		名 称		
変更の事由及びその年月日				

上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。

年 月 日

住 所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、名称〕

様

(注) 変更前及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

広島県収入
バーコード欄

麻薬

者免許証再交付申請書

免許証の番号	第号	免許年月日	(有効期間の始まる日を記入)
麻薬業務所	所在地		
	名称		
氏名			
再交付の事由及び その年月日			

上記のとおり、免許証の再交付を申請します。

年 月 日

住 所

氏名 (法人にあっては、名称)

法人にあっては、主たる事務所の所在地

様

別記第1号の2様式（省令第1条の4関係）

麻薬			者役員変更届		
免許の番号		第号	免許年月日	年月日	
麻薬業務所	所在地				
	名称				
変更年月日		年月日			
変更前					
変更後					
変う 更役 後員 のの 業欠 務格 を條 行項	(1)	法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。			
	(2)	罰金以上の刑に処せられたこと。			
	(3)	薬事若しくは医事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
	(4)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であつたこと。			
備考	電話番号 () -				
上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。					
年月日					
住 所 法人又は団体の 主たる事務所の 氏名 (法人又は団体の名称)					
広島県 知事様 (保健所設置市のみ) 広島県 保健所長 様					

(注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。
- 欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその事実及び年月日を、(4)欄にあつてはその事実があった年月日を記載すること。

麻薬所有高届出書

年 月 日

様

届出者住所

氏名

印

麻薬業務所所在地

名称

麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 36 条第 1 項の規定により、
次のとおり所有高を届けます。

品 名	数 量	品 名	数 量

届出の理由	
届出の生じた年月日	年 月 日

注) 届出書は、麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者であること。

なお、麻薬営業者等が死亡した場合は、その相続人等であること。

麻薬譲渡届出書

年 月 日
様

届出者住所
氏名 印
麻薬業務所所在地
名称

麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第36条第3項の規定により、次のとおり届けます。

譲 渡 麻 薬 の 内 訳	品 名	数 量	備 考
譲渡の年月日		年 月 日	
譲渡先 (譲受人)	麻薬 業務所	名称	
		所在地	
	氏 名		
	住 所		
麻薬免許の種類 及び番号			

麻 薬 譲 受 証				年 月 日		
譲受人の免許証の番号	第 号	譲受人の免許の種類				
譲受人の氏名（法人にあつては、名称）						(印)
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号	第 号	氏 名			(印)
麻薬業務所又は大 麻草栽培者が大麻 を業務上取り扱う 事務所	所 在 地					
	名 称					
品 名	容 量	箇 数	数 量	備 考		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

麻薬譲受確認書

年 月 日

麻薬を譲渡する 麻薬小売業者の 麻薬業務所	所在 地			
	名 称			
麻薬を譲受する 麻薬小売業者の 麻薬業務所	所在 地			
	名 称			
品 名	容 量	箇 数	数 量	備 考

- (注意) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 2 余白には、斜線を引くこと。
 3 在庫の不足のために麻薬を調剤することができなかった処方箋の写しを添付すること。

麻 薬 譲 渡 確 認 書

年 月 日

麻薬を譲渡する 麻薬小売業者の 麻薬業務所	所在 地			
	名 称	印		
麻薬を譲受する 麻薬小売業者の 麻薬業務所	所在 地			
	名 称			
品 名	容 量	箇 数	数 量	備 考

(注意) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 余白には、斜線を引くこと。

令和 年度 届出書
 麻薬小売業者
 麻薬管理者
 麻薬研究者

令和 年 月 日

様

麻薬業務所の所在地及び名称

届出者の住所及び氏名

免許の種類及び免許証の番号

麻薬及び向精神薬取締法 第47条
 第48条 の規定により、次のとおり届けます。
 第49条

品 名	前年の10月1日現在 所 有 高 数 量	譲 受 数 量	譲渡 施用 使 用	数 量	その年の9月30日現在 所 有 高 数 量	備 考

麻藥事故屆

免許証の番号		免許年月日	令和 年 月 日
免許の種類			
麻薬業務所	所在地		
	名称		
事故が生じた麻薬	品名	数量	
事故発生の状況 〔事故発生年月日、 場所、事故の種類〕			
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。			
年 月 日			
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
氏名 (法人にあっては、名称)			
様			

調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号		第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類			氏 名	
麻薬業務所	所在地			
	名 称			
廃棄した麻薬	品 名	数 量	廃棄年月日	患者の氏名
廃棄の方法				
廃棄の理由				
上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。				
年 月 日				
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)				
氏 名 (法人にあっては、名称)				
様				

麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		氏 名	
麻 薬 業務所	所在地		
	名 称		
廃棄しようとする 麻 薬	品 名	数 量	
廃棄の年月日			
廃棄の場所			
廃棄の方法			
廃棄の理由			
上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。			
年 月 日			
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
届出義務者続柄			
氏 名 (法人にあっては、名称)			
様			

別記第10号の2様式（省令第9条の2関係）

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方箋により調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを持ち、麻薬を譲り渡したいので申請します。

年　月　日

譲渡人・譲渡先	麻薬業務所	所在地	
		名称	
	① 申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
		氏名（法人にあつては、名称）	
	② 麻薬業務所	所在地	
		名称	
	③ 申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
		氏名（法人にあつては、名称）	
	代表者の氏名（法人にあつては、名称）		
	備考		

広島県知事

様

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 麻薬業務所欄及び申請者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。

別記第10号の3様式（省令第9条の2関係）

麻薬小売業者間譲渡許可変更届

許可年月日		年 月 日		許可番号	
変更前	麻薬業務所		所在地		
			名 称		
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地			
	氏名	法人にあつては、名称			
変更後	麻薬業務所		所在地		
			名 称		
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地			
	氏名	法人にあつては、名称			
変更・免許の失効の事由及びその年 月日					
<input type="checkbox"/> 当該許可をうけた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。 上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可の失効・変更を行ったので届け出ます。 年 月 日					
① 麻薬業務所名称 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称）					
② 麻薬業務所名称 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称）					
広島県知事 様					
備 考					

(注意)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者のすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 代表者の変更を届け出る場合は、変更前の氏名欄に変更前の代表者を、変更後の氏名欄に変更後の代表者を、変更・免許の失効の事由及びその年月日欄に代表者を変更する旨を記載すること。
- 代表者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可をうけた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記載すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックをいれること。

別記第10号の4様式（省令第9条の2関係）

麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届

許可年月日	年　月　日	許可番号	
追加する 麻薬小 売業者	麻薬業務所	所在地	
		名称	
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	
	氏名	法人にあつては、名称	

□代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合であり、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。

上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に他の麻薬小売業者を加える必要があるので届け出ます。共同して申請する他の麻薬小売業者者がその在庫量の不足のため麻薬処方箋により調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日経過したものを受けたとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを受けたとき、麻薬を譲り渡したいので届け出ます。

年　月　日

① 麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

② 麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

③ 麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

広島県知事

様

備　考	
-----	--

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者のすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 追加する小売業者については、追加する小売業者の欄を記入した上で、届出者欄についても必要事項を記入すること。
- 4 代表者及び追加する麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記入すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックをいれること。

別紙様式第 22 号（事務処理要領第 3 関係）

麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書

許可番号		第 号	許可年月日	年 月 日
麻 薬 業 務 所	所在 地			
	名 称			
再 交 付 の 事 由 及 び そ の 年 月 日				
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請します。				
年 月 日				
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）				
氏名（法人にあつては、名称）				
広島県知事 様				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損した場合には、当該許可書を添付すること。

別紙様式第 23 号（事務処理要領第 3 関係）

麻薬小売業者間譲渡許可書返納届

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
返納の事由			
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書を返納します。			
年　　月　　日			
麻薬業務所名称			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあつては、名称）			
麻薬業務所名称			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあつては、名称）			
広島県知事		様	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 届出者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。

申請・相談窓口一覧表

麻薬業務所の所在地	申請・届出窓口	住所・連絡先
広島市	広島市保健所環境衛生課	〒730-0043 広島市中区富士見町 11-27 082-241-1585
大竹市・廿日市市	広島県西部保健所生活衛生課	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68 0829-32-1181
安芸高田市・安芸郡、山県郡	広島県西部保健所広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 082-228-2111
呉市	呉市保健所地域保健課 ※お問い合わせは広島県西部保健所呉支所衛生環境課へ	〒737-0041 呉市和庄 1-2-13 0823-25-3538
江田島市	広島県西部保健所呉支所衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25 0823-22-5400
竹原市・東広島市・豊田郡	広島県西部東保健所生活衛生課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 082-422-6911
三原市・尾道市・世羅町	広島県東部保健所生活衛生課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12 0848-25-2011
福山市	福山市保健所総務課 ※お問い合わせは広島県東部保健所福山支所衛生環境課へ	〒720-8512 福山市三吉町南 2-11-22 084-928-1164
府中市・神石高原町	広島県東部保健所福山支所衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1 084-921-1311
三次市・庄原市	広島県北部保健所生活衛生課	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1 0824-63-5181

麻薬小売業者間譲渡許可に関するお問い合わせ	広島県健康福祉局薬務課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 082-513-3221
麻薬譲渡許可・携帯輸出入等のお問い合わせ	厚生労働省 中国四国厚生局麻薬取締部	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 082-227-9011